

## 第11章 保険会社等の検査・監督をめぐる動き

### 第1節 保険会社向けの総合的な監督指針

本監督指針については、2005年8月12日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところ。なお、2021事務年度においては以下の通り改正を行っている。

- ① 金融サービス仲介業の創設に係る改正（2021年7月2日）  
金融サービス仲介業の創設により、金融機関の委託先の選択肢が増える等の観点から、金融サービス仲介業の関係法令等を踏まえ、監督上の着眼点について、所要の改正を行ったもの（2021年11月1日適用）。
- ② 政府全体の業務・手続におけるFAXの利用廃止の方針を踏まえた改正（2021年7月5日）  
政府全体の業務・手続におけるFAXの利用廃止の方針を踏まえ、所要の規定の整備を行ったもの（2021年7月5日より適用）。
- ③ 保険会社の「その他の付随業務」の明確化に係る改正（2021年8月17日）  
保険会社が「その他の付随業務」としてオペレーティングリースの媒介業務を営めることを明確化する改正を行ったもの（2021年8月17日より適用）。
- ④ タイムラグマージンを定める保険契約の保険商品審査上の留意点等の明確化にかかる改正（2021年8月27日）  
解約返戻金額の計算基礎を設定する時期と解約時期の間に生じる金利変動や、解約に伴う運用資産の売却に係る取引費用等に備えるための係数（いわゆるタイムラグマージン）を定める保険契約について、保険契約の募集上の留意点及び保険商品審査上の留意点を明示する改正を行ったもの（2021年8月27日より適用）。
- ⑤ 銀行法等の改正に伴う改正（2021年11月10日）  
新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和3年5月26日法律第46号）の一部（銀行法等関係）施行等に伴い、所要の規定の整備を行ったもの（2021年11月22日より適用）。
- ⑥ 公的保険を踏まえた保険募集に係る改正（2021年12月28日）  
公的保険を補完する民間保険の趣旨に鑑み、保険募集人等に対する公的保険制度に関する教育や、公的保険制度の情報提供等による意向把握・確認などの監督上の着眼点を明確化する改正を行ったもの（2021年12月28日より適用）。

- ⑦ 個人情報の保護に関する法律等の改正に伴う改正（2022年3月24日）  
個人情報保護法等の改正に伴い、所要の規定の整備を行ったもの（2022年4月1日より適用）。
  
- ⑧ 南海トラフ地震への対応に係る改正（2022年3月31日）  
「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」等を踏まえ、所要の改正を行ったもの（2022年3月31日より適用）。

## 第2節 保険会社の概況

### I 2022年3月期決算状況（別紙1～2参照）

### II 再編等の状況（別紙3～7参照）

#### 1. 概要

損害保険会社において新規参入があったが、生命保険会社及び損害保険会社において再編等の動きはみられなかった。

なお、2022年6月末現在における会社数は、生命保険会社42社、損害保険会社33社、外国損害保険会社21社、免許特定法人1社、保険持株会社15社である。

#### 2. 主要会社の再編等

2021年7月以降2022年6月までにおいて、再編及び外国保険会社日本支店の日本法人化は行われていない。

#### 3. 新規参入について

2021年7月以降、以下のとおり保険業の免許を付与した。

保険会社名	免許日	免許の種類
ザ・ブリタニヤ・スチーム・シップ・インシ ュアランス・アソシエーション・ヨーロッパ	2021年9月1日	損害保険業
Assuranceforeningen SKULD Gjensidig	2022年6月27日	損害保険業

## 生命保険会社の令和4年3月期決算の概要

(単位: 億円、%、ポイント)

	令和2年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期	前期比
基礎収益	459,551	479,260	485,368	6,108
保険料等収入	330,121	309,427	320,134	10,707
資産運用収益	76,266	96,640	85,444	▲ 11,195
基礎費用	422,868	440,432	442,286	1,854
保険金等支払金	287,734	296,974	308,156	11,182
資産運用費用	8,479	4,585	4,160	▲ 425
事業費	47,143	46,017	46,580	563
基礎利益	36,683	38,828	43,081	4,253
キャピタル損益	▲ 7,816	4,948	4,338	▲ 610
臨時損益	▲ 6,810	▲ 11,837	▲ 15,723	▲ 3,886
危険準備金繰入額	3,098	3,739	5,081	1,341
経常利益	22,055	31,939	31,695	▲ 243
特別損益	▲ 2,791	▲ 5,092	▲ 4,153	939
価格変動準備金繰入額	2,119	4,608	3,389	▲ 1,218
当期純利益(純剰余)	12,259	19,199	19,651	452
総資産	3,927,350	4,124,465	4,196,966	72,501
有価証券含み損益	446,526	471,900	354,837	▲ 117,062
公表逆ざや額	▲ 929	▲ 854	▲ 615	239
ソルベンシー・マージン比率	999.4	1,009.7	993.9	▲ 15.8

## 【参考】[個人保険+個人年金ベース]

新契約高+転換純増(兆円)	54	48	51	3
解約失効高(兆円)	46	41	42	1
保有契約高(兆円)	932	917	907	▲ 9
年換算保険料(億円)				
新契約ベース	19,385	15,944	18,408	2,463
うち第三分野	5,633	4,829	5,419	589
保有契約ベース	282,363	279,649	278,996	▲ 653
うち第三分野	69,722	70,342	71,194	851

(注1) 逆ざや額 = (基礎利益上の運用収支等の利回り - 平均予定利率) × 一般勘定責任準備金

(注2) ソルベンシー・マージン比率は、全社加重平均。

(注3) 有価証券含み損益は、一般勘定の売買目的以外の有価証券等のうち時価のあるもの。

(注4) 算出会社(令和2年3月期: 42社、令和3年3月期: 42社、令和4年3月期: 42社) ※かんぽ生命含む。

## 損害保険会社の令和4年3月期決算の概要

(単位：億円、%、ポイント)

	令和2年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期	前期比
正味収入保険料	87,909	88,930	90,096	1,166
正味支払保険金	51,261	46,551	48,051	1,499
経常利益	5,923	6,477	9,403	2,926
特別損益	▲ 1,768	▲ 357	▲ 228	128
当期利益	4,411	4,860	7,054	2,194
総資産	311,916	329,219	331,319	2,099
有価証券 含み損益	38,978	57,899	57,976	77
ソルベンシー・ マージン比率	742.4	766.0	744.6	▲ 21.4

(注1) 令和2年3月期・令和3年3月期は53社ベース。令和4年3月期は54社ベース。

(注2) ソルベンシー・マージン比率については、全社加重平均である。

## 生命保険会社一覧表

(2022年6月30日現在42社)

	会社名
生命保険会社(42社)	アクサ生命保険株式会社
	アクサダイレクト生命保険株式会社
	朝日生命保険相互会社
	アフラック生命保険株式会社
	イオン・アリアンツ生命保険株式会社
	SBI生命保険株式会社
	エヌエヌ生命保険株式会社
	FWD生命保険株式会社
	オリックス生命保険株式会社
	カーディフ生命保険株式会社
	株式会社かんぼ生命保険
	クレディ・アグリコル生命保険株式会社
	ジブラルタ生命保険株式会社
	住友生命保険相互会社
	ソニー生命保険株式会社
	SOMPOひまわり生命保険株式会社
	第一生命保険株式会社
	第一フロンティア生命保険株式会社
	大樹生命保険株式会社
	大同生命保険株式会社
	太陽生命保険株式会社
	チューリッヒ生命保険株式会社
	T&Dフィナンシャル生命保険株式会社
	東京海上日動あんしん生命保険株式会社
	なないろ生命保険株式会社
	ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社
	日本生命保険相互会社
	ネオファースト生命保険株式会社
	はなさく生命保険株式会社
	フコクしんらい生命保険株式会社
	富国生命保険相互会社
	プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社
	プルデンシャル生命保険株式会社
	マニユライフ生命保険株式会社
	三井住友海上あいおい生命保険株式会社
	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
	みどり生命保険株式会社
	明治安田生命保険相互会社
	メットライフ生命保険株式会社
	メディケア生命保険株式会社
	ライフネット生命保険株式会社
	楽天生命保険株式会社

損害保険会社一覧表  
(2022年6月30日現在55社)

会 社 名	
損害保険会社 (33社)	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 アイペット損害保険株式会社 アクサ損害保険株式会社 アニコム損害保険株式会社 アメリカンホーム医療・損害保険株式会社 アリアンツ火災海上保険株式会社 イーデザイン損害保険株式会社 A I G 損害保険株式会社 a u 損害保険株式会社 エイチ・エス損害保険株式会社 S B I 損害保険株式会社 カーディフ損害保険株式会社 キャピタル損害保険株式会社 共栄火災海上保険株式会社 さくら損害保険株式会社 ジェイアイ傷害火災保険株式会社 セコム損害保険株式会社 セゾン自動車火災保険株式会社 全管協れいわ損害保険株式会社 ソニー損害保険株式会社 損害保険ジャパン株式会社 大同火災海上保険株式会社 Chubb損害保険株式会社 東京海上日動火災保険株式会社 トーア再保険株式会社 日新火災海上保険株式会社 日本地震再保険株式会社 ペット&ファミリー損害保険株式会社 三井住友海上火災保険株式会社 三井ダイレクト損害保険株式会社 明治安田損害保険株式会社 楽天損害保険株式会社 レスキュー損害保険株式会社
外国損害保険会社等 (21社)	アールジーイー・ラインシュアランス・カンパニー アシュアランスフォアニング・ガード・イエンシディグ Asuuranceforeningen SKULD Gjensidig アトラディウス・クレジット・イ・カウシオン・エセ・アー・デ・セグロス・イ・レアセグロス エイチディーアイ・グローバル・エスイー 現代海上火災保険株式会社 コンパニー・フランセーズ・ダシュランス・プール・ル・コメルス・エクステリユール ザ・ニュー・インディア・アシュアランス・カンパニー・リミテッド ザ・ノース・オブ・イングランド・プロテクティング・アンド・インデムニティー・アソシエーション・リミテッド ザ・ブリタニヤ・スチーム・シップ・インシュアランス・アソシエーション・ヨーロッパ ザ・ユナイテッド・キングダム・ミューチュアル・スチーム・シップ・アシュアランス・アソシエーション・リミテッド ジェネラル・ラインシュアランス・エイジイ スイス・リー・インターナショナル・エスイー スコール・エスイー スター・インデムニティー・アンド・ライアビリティ・カンパニー スチームシップ・ミューチュアル・アンダーライティング・アソシエーション・リミテッド チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド トランスアトランティック・ラインシュアランス・カンパニー ミュンヘナー・リュックフェルシッヘルングス・ゲゼルシャフト・アクツィエンゲゼルシャフト・イン・ミュンヘン ユーラーヘルメス・エスイー Swiss Re Asia Pte. Ltd.
免許特定法人 (1社)	ザ・ソサイエティー・オブ・ロイズ

## 保 険 持 株 会 社 一 覧 表

(2022年6月30日現在15社)

	保険持株会社名
(15社)	アイペットホールディングス株式会社
	アクサ・ホールディングス・ジャパン株式会社
	アニコムホールディングス株式会社
	アフラック・ホールディングス・エルエルシー
	AIG ジャパン・ホールディングス株式会社
	auフィナンシャルホールディングス株式会社
	SBIインシュアランスグループ株式会社
	MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社
	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社
	SOMPOホールディングス株式会社
	第一生命ホールディングス株式会社
	株式会社T&Dホールディングス
	東京海上ホールディングス株式会社
	プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社
	楽天インシュアランスホールディングス株式会社

## 生命保険会社の推移

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年6月末現在
生命保険会社	40社	41社	41社	42社	42社	42社
+ 免許 ▲ 廃止	※現地法人化 +日本法人化準備生命 (2017年12月) (注2) +カーディフ生命 (2017年12月)	※新設 +はなさく生命 (2019年2月)		※現地法人化 +チューリッヒ生命保険 株式会社 (2020年11月) (注3)	※合併 (+ソニー生命保険株式会社 (2021年4月) ▲ソニー生命保険株式会社 ▲ソニーライフ・ウィズ 生命保険株式会社 )  ※新設 +なないろ生命 (2021年4月)	
外国生命保険会社	3社	1社	1社	1社	0社	0社
+ 免許 ▲ 廃止		▲アメリカン ファミリー ライフ ア シュアランス カンパニー オブ コ ロンバス ▲カーディフ・アシュアランス・ ヴィ			▲チューリッヒ・ライフ・インシュアランス・カン パニー・リミテッド	
合計	43社	42社	42社	42社	42社	42社

※合併会社のうち、下線のある会社が存続会社。

(注1) 2017年12月1日付で日本法人化準備生命保険株式会社に生命保険業免許を付与。2018年4月2日付でアフラック生命保険株式会社に商号変更。

(注2) 2020年11月24日付でチューリッヒ生命保険株式会社に生命保険業免許を付与。2021年4月1日に営業開始。

## 損害保険会社の推移

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年6月末現在
国内社 (法第3条免許)	30社	30社	30社	32社	32社	33社	33社
+ 免許 ▲ 廃止		+カーディフ損害保険株式会社 (2017年12月)  ※合併(2018年1月) +AIG損害保険株式会社 ▲AIU損害保険株式会社 ▲富士火災海上保険株式会社		+ベット&ファミリー損害保険株式会社 (2019年4月) +レスキュー損害保険株式会社 (2019年6月) +さくら損害保険株式会社 (2019年6月)  ※合併(2019年7月) +セゾン自動車火災保険株式会社 ▲セゾン自動車火災保険株式会社 ▲そんぼ24損害保険株式会社		+全管協れいわ損害保険株式会社 (2021年6月)	
外国社 (法第185条免許)	21社	23社	23社	21社	21社	21社	22社
+ 免許 ▲ 廃止	▲フェデラル・インシュアランス・カンパニー (2016年6月)  +コンパニア・エスパニョーラ・デ・クレディト・イ・カウシヨ・エセ・アー(2016年9月)  ▲アトラディウス・クレジット・インシュアランス・エヌ・ヴィ(2016年12月)	+スコール・グローバル・ライフ・エスイー (2017年4月)  +スティームシップ・ミューチュアル・アンダーライティング・アソシエーション・リミテッド (2017年12月)	+スコール・エスイー(2019年2月)  ▲カーディフ・アシュアランス・リスク・ディヴェール(2018年4月)	+Swiss Re Asia Pte. Ltd. (2019年6月) ▲スイス・リインシュアランス・カンパニー・リミテッド(2020年1月) ▲スコール・グローバル・ライフ・エスイー (2019年4月)  ▲アキシラチオニ・ゼネラリ・エス・ビー・アイ (2019年4月)		+ザ・ブリタニヤ・スティーム・シップ・インシュアランス・アソシエーション・ヨーロッパ(2021年9月)  ▲ザ・ブリタニヤ・スティーム・シップ・インシュアランス・アソシエーション・リミテッド(2022年2月)	+Assuranceforeningen SKULD Gjensidig (2022年6月)
合計	51社	53社	53社	53社	53社	54社	55社

(注) 合併会社のうち、下線のある会社が存続会社。

### 第3節 保険会社に対する金融モニタリング

#### I 顧客本位の業務運営の定着

生命保険は金融商品の中でも契約期間が長いという特徴があり、そのため、募集時の十分な説明及び契約後のアフターフォローの必要性・重要性は他の金融商品と比べても高いものと考えられる。

- ① 保険本来の趣旨を逸脱するような募集活動が行われないう累次にわたり注意喚起や監督指針改正等を実施してきたにもかかわらず、租税回避と受け止められかねない行為（いわゆる名義変更プラン）を強調した募集資料等が一部の保険会社に存在する旨を把握した。そのため、モニタリングの実施による実態把握と行政対応を行うとともに、国税庁との間で商品審査段階及びモニタリング段階における連携スキームを構築した。
- ② 生命保険会社の営業職員チャネルでは、金銭詐取問題をはじめとする不適切事案が複数の会社で継続的に発生している状況にある。そのため、2020 事務年度に金融庁からの要請を受けて、生命保険協会は会員各社に対して「顧客本位の業務運営の高度化に資する営業職員チャネルにおけるコンプライアンス・リスク管理に関するアンケート」を実施した。2021 年 12 月から翌年 1 月にかけて、再度のアンケート（フォローアップ・アンケート）を実施し、2022 年 4 月にその結果を取りまとめた報告書を公表した。本報告書では、生命保険協会として、2022 事務年度中を目途に、各社における顧客本位の業務運営の高度化を更に後押しするための新たな方策を検討することが記載されている。
- ③ 家計が過不足のない保険商品を選択し、真に必要な保障を受けるには、公的保険の保障内容を理解した上で、必要に応じた民間保険に加入することが重要であることから、保険募集人等が公的保険制度を適切に理解し、顧客に情報提供を行っているか等を監督上の着眼点として明確化すべく監督指針を改正し、各保険会社等における取組みの実態把握や好事例の収集等をすべくアンケート及び対話を実施した。

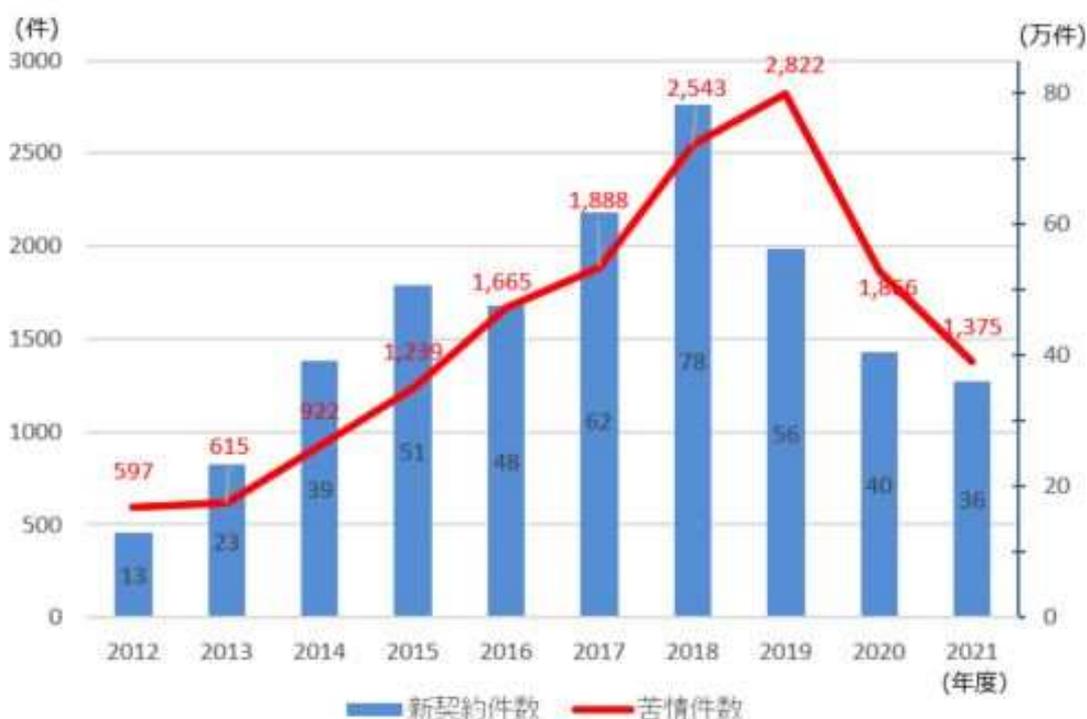
金融庁としても、公的保険制度を周知する観点から、2022 年 3 月、厚生労働省監修の下、リーフレットとしても活用可能な公的保険制度の保障内容を解説するポータルサイトを開設した。また、将来受給可能な年金額を簡単に試算できるツールとして、厚生労働省において「公的年金シミュレーター」の試験運用の開始を受け、預金取扱金融機関を含む各業界との意見交換会などの場で周知を行った。
- ④ 乗合代理店による保険募集については、生命保険会社による代理店手数料の多寡により顧客の意向把握や比較推奨販売に偏りが生じるおそれがあるため、顧客本位の商品提案がなされるよう業界に促してきた。その結果、各生命保険会社においては、生保乗合代理店の業務品質を代理店手数料に反映する取組みを進めてきているほか、生命保険協会においてスタディグループが設置され、2021 年 12 月、

業務品質評価基準と生命保険協会による評価運営の在り方についてとりまとめが行われた。生命保険協会においては、業務品質評価基準による評価運営が 2022 年度より開始されている。

- ⑤ 外貨建保険は、販売量の増加に伴い、元本割れリスクの説明が不十分であった等の各種苦情が発生しており、近年、苦情発生率は減少傾向にあるものの（図表 1）、引き続き他の保険商品よりも苦情発生率が高い。したがって、外貨建保険の販売量が多い保険会社に対し、募集委託先である金融機関代理店において顧客の属性と商品特性の適合性を踏まえたきめ細かな保険募集が行われているか等、その募集管理が顧客本位なものとなっているかについて、モニタリングを実施した。また、金融機関代理店に対する対応として、外貨建保険を販売している全ての銀行に実態把握のためのアンケート調査を実施して募集管理の高度化の進捗を確認した。

さらに、顧客本位の良質な金融商品・サービスを提供する金融事業者の選択に資するとともに、顧客が各業態の枠を超えた商品の比較を容易にする観点から、2022 年1月、外貨建保険の販売会社における比較可能な共通 KPI を、投資信託で既に導入されていた共通 KPI と同様の基準で定義し公表した。

図表 1 銀行等代理店での外貨建保険・年金件数、苦情受付件数（新契約関係）



- ⑥ 2019 年に生じた行政対応事案を契機として、ライフステージの変化等に伴う顧客ニーズの変化に合わせた保障内容の見直しに適切に対応することが重要であるとの観点から、特に既契約等の保障内容を見直す際の顧客視点に立った契約見直し制度の導入に関する実態把握等のモニタリングを実施した。その結果、2020 事

務年度に確認した状況から、各生命保険会社において概ね所要の対応が取られたことを確認した。顧客にとって不利益となり得る状況に対して特段の対応を行っていない一部の社については、顧客視点に立った対応の態勢を継続していく。

## II 持続可能なビジネスモデルの構築

### (ビジネスモデル)

少子高齢化や自然災害の激甚化、自動車保険市場の縮小等の中長期的な事業環境の変化や、それを受けた顧客ニーズの変化等を踏まえた健全かつ持続可能なビジネスモデルの構築に向けて、取り組むべき課題とその対応状況について、モニタリングを実施した。

- ① 生命保険会社については、営業職員が主軸チャネルの大手及び中堅生命保険会社との対話を継続するとともに、生命保険販売でプレゼンスが高まっている保険代理店やインターネットを主軸チャネルとする生命保険会社も対象に加えた 24 社との間で対話を実施した。対話を通じて、人口減少等の事業環境の変化への対応をはじめとした中長期的課題への対応のほか、デジタル化の推進や商品戦略、海外戦略など、足元の各社の取組状況や課題を確認の上、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた一層の取組強化を促した。
- ② 損害保険会社については、大手 3 損保グループ・中堅 7 社と対話を実施した。自動車保険市場の縮小等の中長期的な事業環境の変化等への対応、デジタル戦略、チャネル戦略、商品戦略等について、足元の各社の取組状況や課題を確認の上、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた一層の取組強化を促した。

### (グループガバナンス)

各保険グループが監督指針に基づく適切な態勢を整備・運用しているかについて、過去のモニタリングで得た情報を踏まえつつ、監督カレッジにおける海外当局との意見交換の場も活用しながら、モニタリングを実施した。

### (自然災害への対応)

過去数年の大規模自然災害による多額の保険金支払い（図表 2）の影響による再保険料の高騰や異常危険準備金残高の減少などが、損害保険会社の大きな経営課題となっている。自然災害リスクへの対応状況についてモニタリングを実施した結果、例えば、昨年度に引き続き、再保険料の上昇を抑制するため、自社のリスク保有額を引き上げる一方で、発生頻度の低い巨大リスクについて、再保険の買い増しによりリスク量を抑えるなど、統合的リスク管理（ERM）の視点に基づき経営レベルで資本・リスク・リターンのバランスを図るための工夫を行っていることが確認で

きた。

一方、自然災害が激甚化・頻発化する環境下においては、被災者の経済的復旧の観点から、個々の保険金の支払いが迅速かつ適正に行われることが重要となる。こうした中、日本損害保険協会では、自然災害発生時の迅速・適正な保険金支払いに向けて衛星画像を活用した浸水深データの損害保険会社への提供（2021年7月及び8月に発生した豪雨において初めて実施）や、自然災害に便乗した保険金不正請求対策のためのインフラ整備（AIを活用して不正請求疑義事案を検知するツールの開発）等に取り組んでおり、金融庁もこれらの取組みを継続的にフォローアップするとともに、他省庁との協議等において協働を行った。

なお、迅速・適正な保険金支払いに加えて、社会全体として自然災害に対する経済的な備えを高めていく観点からは、保険加入を促進することも重要である。しかしながら、個人向け火災保険において、地域のリスク実態を水災料率に反映せず全国一律の料率となっていることから、水災リスクが比較的低い地域に居住する保険契約者の納得感が得られにくく、洪水ハザードマップ上の浸水深が浅い地域の顧客が、火災保険から水災補償を外す傾向が認められている。そのため、2021年6月、金融庁において有識者懇談会を立ち上げ、水災リスクに応じた火災保険料率の細分化について検討を行い、2022年3月に報告書を公表した。報告書においては、火災保険における水災料率細分化は、保険契約者のリスク認識の向上や保険料負担の公平性の向上など、社会全体として水災に対する経済的な備えを高めていく効果が期待され、社会にとって望ましい方向性であると整理している。

図表2 過去の風水災等による支払保険金（1970年以降）

順位	災害名	支払件数	支払保険金
1	平成30年台風21号	857,284件	10,678億円
2	令和元年台風19号	295,186件	5,826億円
3	平成3年台風19号	607,324件	5,680億円
4	令和元年台風15号	383,585件	4,656億円
5	平成16年台風18号	427,954件	3,874億円
6	平成26年2月雪害	326,591件	3,224億円
7	平成11年台風18号	306,359件	3,147億円
8	平成30年台風24号	412,707件	3,061億円
9	平成30年7月豪雨	55,320件	1,956億円
10	平成27年台風15号	225,523件	1,642億円

（注）2022年3月末現在

（資料）日本損害保険協会より、金融庁作成

## 第4節 財務の健全性の確保

保険会社を取り巻く経営環境やリスクが絶えず変化していく中で、保険会社のリスクや収益性に関するフォワードルッキングな分析を行い、早期に経営改善を促すほか、財務上の指標や規制のあり方等についても不断の検討を行い適切に見直しをしていく必要がある。こうした観点から、2021 事務年度においては、以下のようなモニタリング及び規制の見直し・検討を行った。

### I 経済価値ベースのソルベンシー規制

経済価値ベースのソルベンシー規制については、国内フィールドテストの分析結果や国際的な動向を踏まえ、保険会社やその他の関係者と対話を行い、第一の柱の標準モデルの考え方及び経済価値ベースのソルベンシー比率 (ESR) に関する検証の枠組みを中心とした主要論点の暫定的な決定内容である「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する基本的な内容の暫定決定について」を 2022 年 6 月 30 日に公表した。

### II 監督会計のあり方

経済価値ベースのリスク管理との整合性や財務会計に関する見直しの動向等も踏まえ、監督会計のあり方について検討を行った。具体的には、規制改革ホットラインの要望を踏まえ、IFRS 任意適用に関する制度を検討したほか、令和 4 年度税制改正を踏まえ、異常危険準備金に関する告示改正（平成 10 年大蔵省告示第 232 号、平成 18 年金融庁告示第 16 号の一部改正）を行った。

### III システミックリスクに係るモニタリング

決算データの分析に加え、システミックリスクに係るモニタリングを強化する観点から、国際的に活動する保険グループ (Internationally Active Insurance Groups; IAIGs) 及びその他必要な保険会社に対して、システミックリスクに関連性が高い要素に対するリスク管理や、本邦保険セクター全体のシステミックリスクの積み上がりの状況について、モニタリングを実施した。

## 第5節 保険商品審査態勢について

保険商品については、多様化する国民の保険ニーズに的確に応えるものであるとともに、保険契約者等にとって簡潔で分かりやすい商品内容となることが重要である。

このため、商品審査において保険会社等との間で双方向の協議を十分に行うことを目的として、審査の透明性、効率性、迅速性等の向上を図るために、保険会社の商品部長との意見交換（2021年10月、2022年4月、5月及び6月）を行ったほか、商品審査を通じて当局と申請会社との間で共有するに至った問題認識等を記載した「商品審査事例集」を策定し、公表した（2021年7月、2022年1月）。

## 第6節 少額短期保険業者の検査・監督をめぐる動き（別紙1参照）

### 少額短期保険業者の概況

「保険業法等の一部を改正する法律」（平成17年法律第38号）が2006年4月1日に施行され、従前、保険業法の規制の外にあった、特定の者を相手方として引受けを行う、いわゆる「根拠法のない共済」が原則として保険業法の規制対象となった。併せて、これら「根拠法のない共済」及び新規参入業者の受け皿として、保険会社と比べて取り扱う保険金額が少額であり、保険期間が短い商品のみ取り扱う少額短期保険業制度が創設された。

制度創設から16年が経過し、少額短期保険業者数が大幅に増加するとともにその規模や特性、取扱商品も多様化してきている。2022年3月期決算の集計をみると、保有契約件数、収入保険料が増加するなど、市場規模が拡大する中で、当期純利益は対前年同期比で減少しており、創業期赤字を含めた赤字業者が一定程度存在している状況にある。

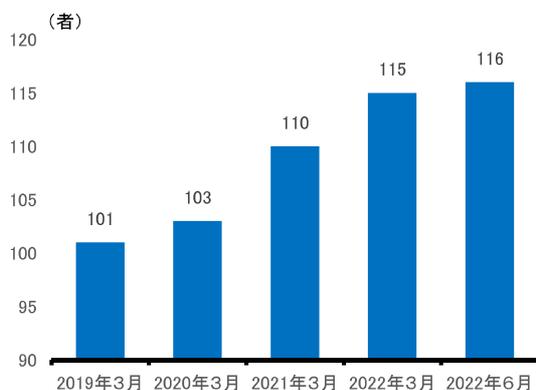
なお、2021事務年度においては、合併にともない1業者が減少、新規に5業者を登録したことから、2022年6月末現在の業者数は、116業者となった。

少額短期保険業者に対する監督は、金融庁長官から各財務局長等に委任されているところ、顧客保護の観点から、各業者の経営管理態勢、財務の健全性及び業務の適切性等に関し、各財務局等を通じてモニタリングを行い、必要な指導・監督を行った。

その中で、2021事務年度においては、保険契約者等に重大な影響を生じさせた事業者に対し、所要の行政対応を行った。

少額短期保険業者の保険引受上限金額に係る経過措置を適用する15業者に対しては、2018年9月、報告徴求命令を発出し、経過措置終了に向けた計画策定及び期限までの間、半期毎に計画の進捗状況に係る報告を求めているところ、引き続き、本則へ着実に移行できるようにするため、顧客への十分な周知・説明を行うことを含め、対応計画を確実に履行するよう求めている。

少額短期保険業者数推移



2022年3月期 決算概要

	2022年 3月期	2021年 3月期	増減 (比)
保有契約 件数	15,861 千件	14,160 千件	+12.0%
収入 保険料	1,277 億円	1,176 億円	+8.6%
当期 純利益	9 億円	24 億円	▲62.5%

少額短期保険業者登録一覧

(別紙1)

(令和4年6月30日現在:116業者)

所管財務局	登録番号	登録日	商号
北海道財務局	北海道財務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年5月30日	常口セーフティ少額短期保険株式会社
東北財務局	東北財務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年1月31日	SBIプリズム少額短期保険株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第2号	平成20年3月31日	フローラル共済株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第3号	平成20年6月5日	東日本少額短期保険株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第6号	平成26年1月7日	ユーミーL A少額短期保険株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第7号	平成27年12月1日	ネットライフ火災少額短期保険株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第8号	令和2年7月16日	つばき少額短期保険株式会社
関東財務局	関東財務局長 (少額短期保険)第1号	平成18年10月27日	SBIリスタ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第3号	平成19年6月21日	エクセルエイド少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第5号	平成19年10月25日	ジャパン少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第6号	平成19年11月14日	イオン少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第8号	平成19年11月22日	SBIいきいき少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第10号	平成19年12月10日	東京海上ミレア少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第11号	平成19年12月28日	株式会社あそしあ少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第12号	平成20年2月4日	株式会社宅建ファミリー共済
	関東財務局長 (少額短期保険)第14号	平成20年2月5日	ぜんち共済株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第15号	平成20年3月17日	アスモ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第16号	平成20年3月17日	全管協少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第17号	平成20年3月19日	さくら少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第18号	平成20年3月19日	株式会社メモリード・ライフ
	関東財務局長 (少額短期保険)第21号	平成20年3月21日	富士少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第22号	平成20年3月21日	Aライフ株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第23号	平成20年3月25日	Chubb少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第24号	平成20年3月26日	ペットメディカルサポート株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第25号	平成20年3月31日	楽天少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第26号	平成20年3月31日	あすか少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第27号	平成20年3月31日	エヌシーシー少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第28号	平成20年5月20日	A B C少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第29号	平成20年5月29日	特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい
	関東財務局長 (少額短期保険)第30号	平成20年5月30日	ジック少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第31号	平成20年5月30日	株式会社クローバー少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第33号	平成20年6月30日	ユニバーサル少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第34号	平成20年7月10日	株式会社住宅保障共済会
	関東財務局長 (少額短期保険)第35号	平成20年8月29日	ヒューマンライフ少額短期保険株式会社

所管財務局	登録番号	登録日	商号
関東財務局	関東財務局長 (少額短期保険)第36号	平成20年8月29日	株式会社にじいろ少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第37号	平成20年9月1日	旭化成ホームズ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第38号	平成20年9月24日	株式会社DMM少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第39号	平成20年9月24日	まごころ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第40号	平成20年10月22日	日本共済株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第41号	平成20年10月31日	LASHIC少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第43号	平成20年12月10日	株式会社賃貸少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第44号	平成20年12月12日	JMM少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第46号	平成21年1月20日	e-Net少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第47号	平成21年1月23日	アイアル少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第49号	平成21年2月16日	ペットベスト少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第50号	平成21年3月16日	株式会社サン・ライフ・ファミリー
	関東財務局長 (少額短期保険)第51号	平成21年3月24日	株式会社ビバビーダメディカルライフ
	関東財務局長 (少額短期保険)第52号	平成21年3月24日	あんしん少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第55号	平成21年12月21日	株式会社FIS
	関東財務局長 (少額短期保険)第56号	平成23年3月14日	くふう少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第57号	平成23年6月20日	AWPチケットガード少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第59号	平成23年6月28日	プラス少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第60号	平成24年3月27日	ワーカーズ・コレクティブ共済株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第61号	平成24年12月20日	日本ペット少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第63号	平成25年5月29日	チューリッヒ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第64号	平成25年10月22日	株式会社エポス少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第65号	平成26年2月20日	トライアングル少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第66号	平成26年9月18日	少額短期保険ハウスガード株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第67号	平成27年3月26日	全日ラビー少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第68号	平成27年5月13日	セキスイハイム不動産少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第69号	平成28年3月14日	住まいぶらす少額短期保険株式会社
関東財務局長 (少額短期保険)第70号	平成28年4月1日	健康年齢少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第71号	平成28年4月21日	シャーマゾン少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第72号	平成28年10月12日	イズミ少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第73号	平成28年10月27日	すまい共済株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第74号	平成29年2月15日	住生活少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第75号	平成29年3月9日	ペットファースト少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第76号	平成29年6月1日	エール少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第77号	平成29年7月6日	リボン少額短期保険株式会社	

所管財務局	登録番号	登録日	商号
関東財務局	関東財務局長 (少額短期保険)第78号	平成29年7月12日	メディカル少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第79号	平成29年7月21日	ミカタ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第80号	平成29年7月24日	株式会社ホープ少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第81号	平成29年8月30日	株式会社ヤマダ少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第82号	平成29年8月30日	JID少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第84号	平成29年11月27日	Next少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第85号	平成29年12月1日	USEN少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第86号	平成30年1月19日	株式会社リロ少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第87号	平成30年6月25日	株式会社justInCase
	関東財務局長 (少額短期保険)第88号	平成30年10月31日	東急少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第89号	平成31年2月26日	Mysurance株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第91号	令和元年6月28日	あおぞら少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第92号	令和2年5月12日	株式会社宅建ファミリーパートナー
	関東財務局長 (少額短期保険)第93号	令和2年8月7日	スマートプラス少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第94号	令和2年8月31日	ジェイコム少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第95号	令和2年9月4日	株式会社ZEN少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第96号	令和2年9月30日	ダブルエー少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第97号	令和2年12月17日	SUDACHI少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第98号	令和3年1月29日	みらい少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第99号	令和3年3月12日	第一スマート少額短期保険株式会社
関東財務局長 (少額短期保険)第100号	令和3年5月26日	i-SMAS少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第101号	令和3年6月29日	リトルファミリー少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第102号	令和3年6月30日	MICIN少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第104号	令和3年12月27日	ワランティ少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第105号	令和4年3月24日	ニッセイプラス少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第106号	令和4年3月25日	ゼアー少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第107号	令和4年6月28日	株式会社Emyii少額短期保険	
東海財務局	東海財務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年6月16日	株式会社学校安全共済会
	東海財務局長 (少額短期保険)第5号	平成31年2月7日	ZuttoRide少額短期保険株式会社
	東海財務局長 (少額短期保険)第6号	令和2年2月14日	株式会社カイルス少額短期保険

所管財務局	登録番号	登録日	商号
近畿財務局	近畿財務局長 (少額短期保険)第1号	平成19年7月25日	アクア少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第2号	平成19年12月12日	エイ・ワン少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第3号	平成20年2月25日	SBI日本少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第5号	平成20年11月13日	株式会社SANKO少額短期保険
	近畿財務局長 (少額短期保険)第6号	平成20年11月28日	セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第7号	平成22年10月18日	エタニティ少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第8号	平成24年6月1日	S S I きみどり株式会社
中国財務局	近畿財務局長 (少額短期保険)第10号	平成26年3月24日	東京海上ウエスト少額短期保険株式会社
	中国財務局長 (少額短期保険)第2号	平成20年7月14日	株式会社FPC
中国財務局	中国財務局長 (少額短期保険)第3号	令和3年10月15日	ユアサイド少額短期保険株式会社
	四国財務局長 (少額短期保険)第1号	平成21年9月2日	あおい少額短期保険株式会社
福岡財務支局	福岡財務支局長 (少額短期保険)第1号	平成20年3月31日	ベル少額短期保険株式会社
	福岡財務支局長 (少額短期保険)第2号	平成20年5月30日	フェニックス少額短期保険株式会社
福岡財務支局	福岡財務支局長 (少額短期保険)第3号	平成26年7月16日	イーペット少額短期保険株式会社
	福岡財務支局長 (少額短期保険)第5号	平成27年3月4日	日本ワイド少額短期保険株式会社
沖縄総合事務局	沖縄総合事務局 (少額短期保険)第1号	平成20年5月30日	レキオス少額短期保険株式会社
	沖縄総合事務局 (少額短期保険)第2号	令和3年2月26日	大同火災W i L 少額短期保険株式会社

## 第7節 認可特定保険業者の検査・監督をめぐる動き（別紙1参照）

### 認可特定保険業者の概況

前節のとおり、「保険業法等の一部を改正する法律」（平成17年法律第38号）（以下、「改正法」という。）の成立を受け、少額短期保険業制度が創設されたが、改正法施行前から「根拠法のない共済」を行っていた者については、経過措置として特定保険業という枠組みを設け、届出を行うことで2008年3月31日まで各財務局等の監督下で業務を継続しながら、保険業法の規制に適合するよう対応を求めた。しかしながら、改正法施行前から「根拠法のない共済」を行ってきた団体の中には、保険業法の規制に適合することが直ちに容易ではない者も存在していた。

また、これとは別に、共済事業を行っていた特例民法法人（公益法人）については、改正法において、当分の間、当該共済事業を引き続き特定保険業として実施できると規定された。しかしながら、2008年の公益法人制度改革により、特例民法法人は、2013年11月末までに一般社団法人等に移行することとされ、一般社団法人等への移行後は、保険業法の適用を受けることとなり、現在行っている特定保険業が継続できなくなった。

このような状況を受けて、「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（平成22年法律第51号）により、改正法の公布の際現に特定保険業を行っていた者のうち、一定の要件に該当する者については、2011年5月13日から当分の間、行政庁の認可を受けて、特定保険業を行うことができるようになった。

認可特定保険業者の所管行政庁は、特例民法法人であった者については特例民法法人であったときの主務官庁、それ以外の者については内閣総理大臣（権限は、内閣総理大臣から金融庁長官が委任を受け、各財務局長等に再委任されている。）と規定されている。

認可特定保険業者の認可については、2013年11月に申請期限を迎え、財務局所管業者は7法人となった。2021事務年度においては、認可特定保険業者の規模・特性を踏まえながら業務の適切性等に関し、財務局と共に監督を行った。

認可特定保険業者一覧  
(財務局等所管分)

(別紙1)

(令和4年6月30日現在:7法人)

所管財務局等	認可日	名称
関東財務局	平成24年1月27日	一般社団法人 すみれ
	平成24年12月21日	一般社団法人 全国保険医休業保障共済会
	平成25年10月21日	一般社団法人 あんしん認可特定保険
	平成25年12月12日	一般社団法人 ぜんかれん共済会
	平成25年12月12日	一般社団法人 JMC厚生会
東海財務局	平成24年5月24日	一般社団法人 三重ふれあい互助会
近畿財務局	平成24年6月25日	一般社団法人 兵庫県知的障害者施設利用者互助会